

平成31年4月19日招集

平成31年 第2回(4月)

佐渡市議会臨時会議案

佐 渡 市

目次

議案第48号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 税条例等の一部を改正する条例の制定につい て）	1
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について）	9
議案第50号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例の制定について）	12
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて（平成31 年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）につい て）	15
議案第52号	平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第2号） について	17
議案第53号	平成31年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第1号）について	17

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年4月19日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

専決第3号

専決処分書

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第

10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第21項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第22項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」

に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

(佐渡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

佐渡市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐渡市税条例第34条の7の改正規定並びに佐渡市税条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成31年佐渡市条例第11号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の佐渡市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年4月19日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

専決第4号

専決処分書

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「58万円」を「61万円」に改める。

第24条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年4月19日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

専決第5号

専決処分書

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

佐渡市長 三浦 基裕

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年佐渡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の次に次の1条を加える。

第4条 平成31年度における保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 27,900円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 46,500円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 53,900円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて（平成31年度佐渡市一般会計
補正予算（第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

平成31年4月19日 提 出

佐渡市長 三浦 基裕

専決第 6 号

専決処分書

平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 1 日

佐渡市長

三浦 基裕

（予算書別紙添付）

- 議案第52号 平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第53号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

議案第51号

《平成31年度 佐渡市一般会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 4月21日に執行される佐渡市議会議員補欠選挙に係る経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	43,000,000
補正額	41,828
累計予算額	43,041,828

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金	41,828
-----	--------

4. 補正項目

(単位：千円)

○佐渡市議会議員補欠選挙に係る経費	41,828
・ 電子計算費	303 千円
・ 市長・市議会議員一般選挙費	41,525 千円

議案第52号

《平成31年度 佐渡市一般会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・佐渡市特定施設待鶴荘の介護報酬及び利用者負担金の返還に伴う経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	43,041,828
補正額	13,092
累計予算額	43,054,920

3. 財源内訳

（単位：千円）

繰入金	12,076
諸収入	1,016

4. 補正項目

（単位：千円）

- 特定施設待鶴荘の介護報酬及び利用者負担金の返還に伴う経費・・・13,092
 - ・老人ホーム運営費 13,092千円

議案第53号

《平成31年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・佐渡市特定施設待鶴荘の介護給付費の返還に伴う経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,807,600
補正額	11,948
累計予算額	8,819,548

3. 財源内訳

(単位：千円)

諸収入

・新潟県監査による返還金	4,131
・新潟県監査による加算金	1,653
・自主返還金	6,164

4. 補正内容

(単位：千円)

介護給付費準備基金積立金	2,128
国庫負担金返還金	1,792
県負担金返還金	2,091
支払基金交付金返還金	3,324
財政調整交付金返還金	1,119
一般会計繰出金	1,494